

KOBE アート緊急支援事業（舞台芸術施設支援）第2弾 FAQ（10月26日時点）

1. 応募できる者（申請者）

- 1-1. 具体的にどのような施設が対象になりますか。
- 1-2. アーティスト個人で申請することはできますか。
- 1-3. 定期的にライブを実施している飲食店は対象となりますか。
- 1-4. 当店はお客様からライブを鑑賞して頂くためにチャージ料金を頂いていますが、飲食の提供もしています。応募要領に記載している「飲食の提供がメインであって、飲食に付随するサービスとして音楽演奏やショー等を行っている場合は、対象となりません。」とは、具体的にどういった施設を指しますか。
- 1-5. 実行委員会等として申請する場合、設立に伴う公的機関への届出等は必要ですか。
- 1-6. 対象施設の規模は明確に決まっていますか。規模の小さな施設でも申請可能ですか。
- 1-7. 第1弾から「応募できる者（申請者）」の要件は変わっていますか。その他、第1弾から変更となっている点を教えてください。

2. 補助対象事業

- 2-1. 「文化芸術基本法第8条～第12条に定める文化芸術分野」とは具体的にどのような分野が該当しますか。
- 2-2. 補助対象事業の項目に第2弾で新たに追記された「客足を取り戻すため」の事業とは具体的にどのような事業ですか。
- 2-3. メリケンパークのような野外の公園や路上で開催する無料イベントも対象となりますか。
- 2-4. 市外のアーティストを起用したイベントでも構わないですか。
- 2-5. 1施設が複数の申請を行うことはできますか。
- 2-6. 申請者が企画した事業でないと申請できないのですか。
- 2-7. 例えば、1/3、2/10、3/4に実施するイベントを1つの事業とするなど、複数日に分けて実施するイベントを1つの事業として申請した場合も補助の対象になりますか。
- 2-8. 例えば、ライブハウスを運営している者が、自身が所有する施設ではなく、別の会場（ホール）を借りてイベントをしようとする場合は補助の対象となりますか。また、補助対象事業となる場合、当該会場費は補助対象経費となりますか。
- 2-9. 10月26日（募集要領公開）以前に企画していたイベントに新たな要素（例えば、有名なアーティストを呼ぶ等）を加えたうえで、申請しても構わないですか。

3. 対象経費

- 3-1. アーティスト等の出演料は自由に設定して構わないですか。
- 3-2. 事業実施によりチケット収入等がある場合、補助対象額は変わりますか。
- 3-3. 申請施設の施設使用料は補助の対象となりますか。

KOBE アート緊急支援事業（舞台芸術施設支援）第2弾 FAQ（10月26日時点）

3-4. 募集要項（p.4）別表の補助対象外経費に

「※申請した事業にかかる、企画制作や運営、広報等に従事したスタッフの方については、当該事業に従事した時間とそれ以外の活動に従事した時間とを切り分け、適正に管理できるものは、対象経費となります。ただし、当該事業とは関係のない作業については対象となりません。」とありますが、具体的に何を提出すれば良いですか。

3-5. 消費税は補助の対象となりますか。

4. 従事人員

4-1. イベントを手伝ってもらうアルバイトは従事人員にカウントしますか。

4-2. チラシ作成者（デザイナー）等イベント開催までに関わっている人材も従事人員としてカウントしても良いのでしょうか。

4-3. イベント当日にリハーサルを実施する場合、出演者2名のカウントは4名ですか。

4-4. 申請時に従事者が全て決まっていなくても申請できますか。

4-5. 応募要領（p.5）に記載の「当該イベントのために雇用したアルバイト」とはどんな人を指しますか。イベントのために日当を支給して雇っている音響スタッフは従事人員としてカウントできますか。

4-6. 応募要領（p.5）に記載の「事務職員」とは具体的にどんな人を指しますか。また、従事人員をカウントするうえで、「文化施設（ライブハウス、ホール、劇場等）の従業員」との違いは何でしょうか。

4-7. 共同（複数施設または実行委員会等）で申請する場合、従事人員は何人以上にする必要がありますか。

5. 補助金の額

5-1. ライブハウス 10 施設を主な構成施設とする実行委員会で申請した場合、補助額はいくらになりますか。

5-2. 補助額が（「申請要件を満たす施設」×50万円）とありますが、「申請要件を満たす施設」とは具体的にどのような施設ですか。

6. 実績報告

6-1. 「事業完了日」はイベント実施日のことを指すのですか。

7. 中止・延期等

7-1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、採択されたイベントを中止することになったが、すでにかかった費用について補助金は出ますか。

7-2. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、採択されたイベントを延期することになったが補助金は出ますか。

7-3. 緊急事態宣言が発令された場合、対象期間は変更されますか。

8. 審査

8-1. 採択されやすい事業内容を教えてください。

KOBE アート緊急支援事業（舞台芸術施設支援）第2弾 FAQ（10月26日時点）

■応募できる者（申請者）

1-1. 具体的にどのような施設が対象になりますか。

A. 例えば、市内のライブハウス、ホールや演劇場及びそれらで組織された実行委員会等が対象となります。（→[TOP](#)へ）

1-2. アーティスト個人で申請することはできますか？

A. 今回は文化施設が補助対象となるため、アーティスト個人での申請はできません。施設が企画・実施する事業に出演者として参加することは可能です。（→[TOP](#)へ）

1-3. 定期的にライブを実施している飲食店は対象となりますか。

A. 実演芸術の提供を主にしている施設が対象であり、飲食等を主としている場合は対象となりません。ただし、応募要件を満たす施設と合同で事業を実施することを妨げるものではありません。（→[TOP](#)へ）

1-4. 当店はお客様からライブを鑑賞して頂くためにチャージ料金を頂いていますが、飲食の提供もしています。応募要領に記載している「飲食の提供がメインであって、飲食に付随するサービスとして音楽演奏やショー等を行っている場合は、対象となりません。」とは、具体的にどういった施設を指しますか。

A. ライブハウス等、公演と併せて飲食を提供している施設については、「公演（ライブ等）鑑賞のためにチケット制またはチャージ制を採用していて、かつ、公演の実施が週または月の半分以上」を満たす施設を想定しています。なお、新型コロナウイルス感染症のために営業を中止または一部中止している場合は、コロナ禍前の営業を基準とします。（→[TOP](#)へ）

1-5. 実行委員会等として申請する場合、設立に伴う公的機関への届出等は必要ですか。

A. 届出等は特に必要ありません。様式第2-2号に必要事項を記載のうえ、申請してください。（→[TOP](#)へ）

1-6. 対象施設の規模は明確に決まっていますか。規模の小さな施設でも申請可能ですか。

A. 施設の規模の大小は関係ありません。応募要領の要件を満たしていれば申請できます。（→[TOP](#)へ）

1-7. 第1弾から「応募できる者（申請者）」の要件は変わっていますか。その他、第1弾から変更となっている点を教えてください。

A. 「応募できる者（申請者）」や「補助対象事業」、「補助対象経費」は特に変更はありません。第1弾との主な相違点は、補助金額が「(申請要件を満たす施設数) × 50万円」になったことと、1施設あたり申請できる件数が申請方法(単独または共同)に関わらず2件までとなったことです。（→[TOP](#)へ）

KOBE アート緊急支援事業（舞台芸術施設支援）第2弾 FAQ（10月26日時点）

■補助対象事業

2-1. 「文化芸術基本法第8条～第12条に定める文化芸術分野」とは具体的にどのような分野が該当しますか。

A. 文化芸術基本法第8条から第12条に列挙されている分野です。

ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊

イ 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（メディア芸術）

ウ 邦楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他我が国古来の伝統的な芸能

エ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

オ 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）及び国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽

※ただし、飲食の提供を主たる目的とする施設は対象外となります。（→[TOP](#)へ）

2-2. 補助対象事業の項目に今回の第2弾で新たに追記された「客足を取り戻すため」の事業とは具体的にどのような事業ですか。

A. 例えば、著名な出演者（アーティスト等）を呼ぶ、または、広報に力を入れるなど、新型コロナウイルス感染症の影響で足が遠のいた顧客を呼び戻すような事業だけでなく、新規顧客を獲得できるような事業です。（→[TOP](#)へ）

2-3. メリケンパークのような野外の公園や路上で開催する無料イベントも対象となりますか。

A. 原則として、無料イベントは対象となりません。が、スポンサー収入や協賛金など外部資金の確保に努めるとともに、出演者等へ報酬等を支払っている場合は対象となります。

なお、自身が所属する施設以外でイベントを実施する際には、普段は自身のライブハウスに出演しているアーティストが出演したり、自身のライブハウスで実施するイベントの告知をしたりする等、遠のいた客足を取り戻すような事業としてください。（→[TOP](#)へ）

2-4. 市外のアーティストを起用したイベントでも構わないですか。

A. 従事人員に関して、市内在住者（または在勤者）かどうかは問いませんので、市外のアーティスト等を起用していただいても構いません。

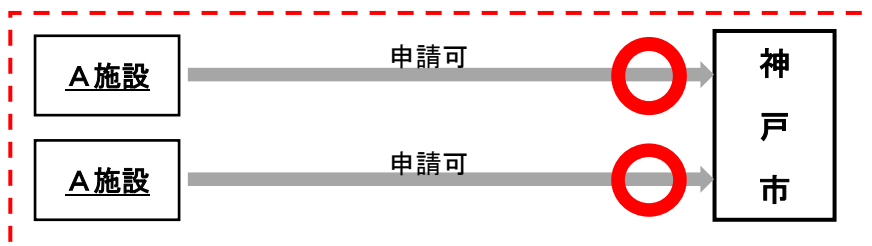
ただし、審査の際には、神戸市在住（または在勤）のプロの出演者やスタッフ等を積極的に起用しているかどうかを考慮します。（→[TOP](#)へ）

2-5. 1施設が複数の申請を行うことはできますか。

A. 1施設が申請できる回数は、「施設単独」または「他施設や事業者との共同申請」のいずれかを問わず、合計2件までとします。（→[TOP](#)へ）

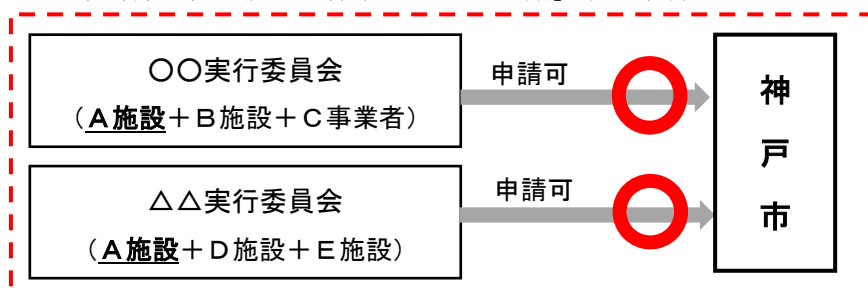
（2件申請する場合、次の例1から例3のパターンのいずれか）

例1) A施設がすべて（2件）「単独申請」する場合

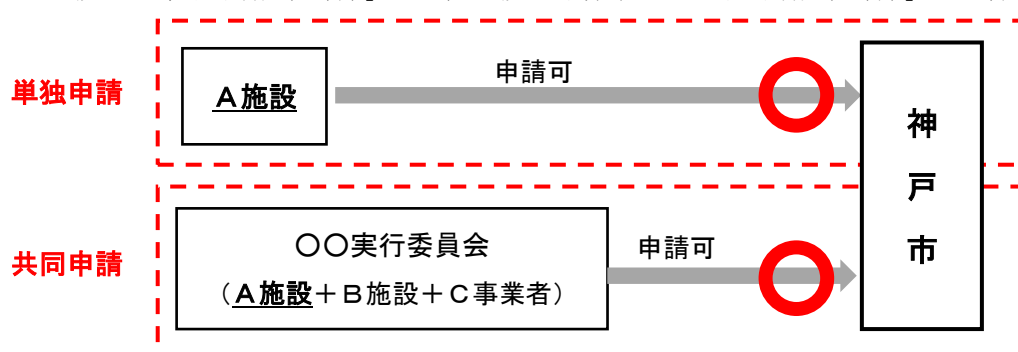


KOBE アート緊急支援事業（舞台芸術施設支援）第2弾 FAQ（10月26日時点）

例2）A施設がすべて（2件）「他施設や事業者との共同申請」する場合



例3）A施設が「単独申請（1件）」と「他施設や事業者との共同申請（1件）」の2件を申請する場合



2-5. 申請者が企画した事業でないと申請できないのですか。

A. 事業の企画・立案者と申請者が同一である必要はありません。（→[TOP](#)へ）

2-6. 例えば、1/3、2/10、3/4に実施するイベントを1つの事業とするなど、複数日に分けて実施するイベントを1つの事業として申請した場合も補助の対象になりますか。

A. 同一名称を冠した連続ものであれば対象となります。（→[TOP](#)へ）

2-7. 例えば、ライブハウスを運営している者が、自身が所有する施設ではなく、別の会場（ホール）を借りてイベントをしようとする場合は補助の対象となりますか。また、補助対象事業となる場合、当該会場費は補助対象経費となりますか。

A. 補助対象事業となります。また、この場合は会場費も補助対象経費となります。

ただし、自身が所属する施設以外でイベントを実施する際には、普段は自身のライブハウスに出演しているアーティストが出演したり、自身のライブハウスで実施するイベントの告知をしたりする等、遠のいた客足を取り戻すような事業としてください。

なお、自身が所有する施設の使用料は補助対象外となります。（→[TOP](#)へ）

2-8. 10月26日（募集要領公開）以前に企画していたイベントに新たな要素（例えば、有名なアーティストを呼ぶ等）を加えたうえで、申請しても構わないですか。

A. 補助対象事業は、10月26日（募集要領公開日）以降、新たに企画された実演芸術であることを前提としていますが、既に企画しているイベントに新たな要素を加えたうえで、申請することを妨げるものではありません。（→[TOP](#)へ）

KOBE アート緊急支援事業（舞台芸術施設支援）第2弾 FAQ（10月26日時点）

■補助対象経費

3-1. アーティスト等の出演料は自由に設定して構わないですか。

A. 出演料等については、自由に設定して構わないですが、社会通念上著しく高額と考えられる場合には、経緯費の一部を認めない場合があります。（→[TOP](#)へ）

3-2. 事業実施によりチケット収入等がある場合、補助額は変わりますか。

A. 事業の収入に関わらず、従事人員及び事業費規模に応じて補助額を決定します。（→[TOP](#)へ）

3-3. 申請施設の施設使用料は補助の対象となりますか。

A. 自施設の施設使用料は補助の対象外となります。ただし、実行委員会形式で申請した場合に、実行委員会が施設に支払う使用料は補助の対象になります。（→[TOP](#)へ）

3-4. 募集要項（p.4）別表の補助対象外経費に

「※申請した事業にかかる、企画制作や運営、広報等に従事したスタッフの方については、当該事業に従事した時間とそれ以外の活動に従事した時間とを切り分け、適正に管理できるものは、対象経費となります。ただし、当該事業とは関係のない作業については対象となりません。」とありますが、具体的に何を提出すれば良いですか。

A. 実際にイベントに従事した時間に対する給与が分かる給与明細書等の書類を提出してください。なお、給与明細書等の提出は実績報告時で構いません。（→[TOP](#)へ）

3-5. 消費税は補助の対象となりますか。

A. 補助対象経費にかかる消費税は補助の対象となりますので、補助対象経費には消費税を含んだ経費を計上してください。（→[TOP](#)へ）

■従事人員

4-1. イベントを手伝ってもらうアルバイトは従事人員にカウントしますか。

A. このイベントのために雇用したアルバイトは従事人員にカウントしません。（→[TOP](#)へ）

4-2. チラシ作成者（デザイナー）等イベント開催までに関わっている人材も従事人員としてカウントしても良いでしょうか。

A. カウントできるのはイベント当日やリハーサルに従事している場合のみです。それ以外の準備等に関わった人はカウントできません。（→[TOP](#)へ）

4-3. イベント当日にリハーサルを実施する場合、出演者2名のカウントは4名ですか。

A. 1日に1人を複数回カウントすることはできません。この場合、従事人員は2名となります。（→[TOP](#)へ）

KOBE アート緊急支援事業（舞台芸術施設支援）第2弾 FAQ（10月26日時点）

4-4. 申請時に従事者が全て決まっていなくても申請できますか。

A. 申請は可能ですが、実績報告時には、申請時に記入いただいた従事者全員の名簿を提出していただきます。また、申請時に不正に従事者数を量増していたことが判明した場合は、補助決定の取消し及び補助金の返還の対象となる場合があります。（→[TOP](#)へ）

4-5. 応募要領（p.5）に記載の「当該イベントのために雇用したアルバイト」とはどんな人を指しますか。イベントのために日当を支給して雇っている音響スタッフは従事人員としてカウントできますか。

A. 「当該イベントのために雇用したアルバイト」とは、イベントの単純作業の手伝いをするようなアルバイトを指します。アルバイトであっても一定の専門的な技術が必要となる製作・技術スタッフ（音響、照明、大道具、小道具、衣装、メイク等）などは従事人員としてカウントできます。（→[TOP](#)へ）

4-6. 応募要領（p.5）に記載の「事務職員」とは具体的にどんな人を指しますか。また、従事人員をカウントするうえで、「文化施設（ライブハウス、ホール、劇場等）の従業員」との違いは何でしょうか。

A. 「事務職員」とは、当該施設における公演（ライブ、コンサート等）開催の有無に左右されない経常的な業務（庶務、経理など）を行っている職員を指します。施設職員のうち、公演の提供に直接関わる職員（音響、照明、舞台など）は従事人員としてカウントできます。

例えば、スタッフとして公演の提供に直接関わっている者が施設の経理も担当している場合は、どちらの業務を主に担っているかで判断してください。（→[TOP](#)へ）

4-7. 共同（複数施設または実行委員会等）で申請する場合、従事人員は何人以上にする必要がありますか。

A. 「（申請要件を満たす施設数）×50万円」を補助申請する場合、「（申請件数を満たす施設数）×10人」以上の従事人員を必要とします。（→[TOP](#)へ）

KOBE アート緊急支援事業（舞台芸術施設支援）第2弾 FAQ（10月26日時点）

■補助金の額

5-1. ライブハウス10施設を主な構成施設とする実行委員会で申請した場合、補助額はいくらになりますか。

A. 当該実行委員会を構成している施設がそれぞれ申請要件を満たしている場合、500万円（10施設×50万円）を補助します。例えば、10施設のうち8施設が要件を満たしている場合は、400万円（8施設×50万円）を補助します。（→[TOP](#)へ）

5-2. 補助額が（「申請要件を満たす施設」×50万円）とありますが、「申請要件を満たす施設」とは具体的にどのような施設ですか。

A. 募集要項に記載の「2. 応募できる者（申請者）」に該当する施設です。該当するかどうか不明な場合は、下記担当者まで電子メールにてお問い合わせください。（→[TOP](#)へ）

【問い合わせ先】KOBE アート緊急支援事業（舞台絵技術支援係）

電子メール：kobe-butai@office.city.kobe.lg.jp

■実績報告

6-1. 「事業完了日」はイベント実施日のことを指すのですか。

A. イベント等事業終了後、対象経費の支払いがすべて完了した日を指します。（→[TOP](#)へ）

■中止・延期等

7-1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、採択されたイベントをやむを得ず中止することになったが、すでにかかった費用について補助金は出ますか。

A. すでに支払われた費用や中止に伴い発生する費用については補助金交付決定額を上限に補助金をお支払いします。実績報告の際に領収書等の写しをご提出いただきます。（→[TOP](#)へ）

7-2. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、採択されたイベントを延期することになったが補助金は出ますか。

A. イベント内容に変更がない場合は補助金をお支払いいたしますので、日程が変更になった旨を神戸市文化交流課までお知らせください。なお、イベント内容が変更になった場合は、補助金をお支払いできない場合がありますので、必ず事前に神戸市文化交流課までご連絡ください。（→[TOP](#)へ）

7-3. 緊急事態宣言が発令された場合、対象期間は変更されますか。

A. 緊急事態宣言が延長された場合も対象期間は変更いたしません。ただし、緊急事態宣言下で行われるイベントについては、兵庫県対処方針や各業種業界のガイドラインに従って行うようにお願いします。（→[TOP](#)へ）

KOBE アート緊急支援事業（舞台芸術施設支援）第2弾 FAQ（10月26日時点）

8-1. 採択されやすい事業内容を教えてください。

A. 審査に関することについてお答えすることはできません。なお、応募要領（P.7）に記載のとおり審査は以下の項目を重視して行います。

- ① 遠のいた客足を取り戻すために、今回新たに企画された事業か。
- ② 神戸市在住（または在勤）の出演者やスタッフ・プロのアーティストを積極的に起用しているか。
- ③ 業務を外部発注する場合、市内 企業を積極的に活用しているか。
- ④ 市民が広く視聴、鑑賞、又は参加でき、市民の文化芸術体験を回復するための取り組みになっているか。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染防止対策は十分か。
- ⑥ 事業計画に対して妥当な経費が計上されているか。また経費の見積りは合理的か。
- ⑦ 企画内容、運営体制、資金計画等が具体的、現実的であり、今後の文化施設や技術スタッフ等の事業継続につながるものであるか。
- ⑧ ポストコロナの 文化芸術の 活性化につながる事業提案となっているか（→[TOP](#)へ）